

## 令和5年1015 用途制限

1. 第一種住居地域 延べ面積  $3500\text{m}^2$  5階建 消防署  
法別表第2(13)号 (13)項 以外の建築物  $3000\text{m}^2$  超は建築できない  
政令で定めるものを除く  
令130条の7の2 消防署  $\rightarrow \circ$
2. 準住居地域 延べ面積  $500\text{m}^2$  客席  $180\text{m}^2$  平家建 演芸場  
法別表第2(6)号 演芸場 客席  $200\text{m}^2$  以上は建築できない  $\rightarrow \circ$
3. 準工業地域内 20t 火薬の貯蔵 平家建 倉庫  
法別表第2(3)号 危険物貯蔵 政令で定めるものは建築できない  
令130条の9 準工業地域 火薬20t超  $\rightarrow \circ$
4. 工業地域内 延べ面積  $20,000\text{m}^2$  3階建 学校  
法別表第2(5)号 学校は建築できない  $\rightarrow \times$

## 令和4年1015 用途制限

1. 第一種住居専用 延べ面積  $500\text{m}^2$  平家建 児童厚生施設  
法別表第2(11)号 政令で定める公益上必要な建築物は建築できる  
令130条の4 二号 児童厚生施設  $600\text{m}^2$  以内  $\rightarrow \circ$
2. 第二種住居 延べ面積  $6000\text{m}^2$  3階建 カラオケボックス  
法別表第2(1)号 一号~六号 は建築できない  $\rightarrow \circ$
3. 近隣商業 延べ面積  $500\text{m}^2$  作業場  $400\text{m}^2$  平家建 原動機使用の自動車修理工場  
法別表第2(1)号 (12)項 は建築できない  
12項 二号  $300\text{m}^2$  超の自動車修理工場は建築できない  $\rightarrow \times$
4. 商業地域 延べ面積  $2000\text{m}^2$  平家建 圧縮天然ガス製造工場  
法別表第2(12)号 (12)項 一号 (12) 圧縮ガス (12)項 一号 (12) 圧縮ガス (12)項 一号 (12) 圧縮ガス  
令130条の9の7 二号 イ に掲げるものは建築できる  $\rightarrow \circ$

令和3年 NO16 用途制限

1. 第一種住居 延べ面積  $4000\text{m}^2$  5階建 保健所  
 法別表第2(12) 四号 (12)項  $1000\text{m}^2$  以上の建築ではない。  
 政令で定めるものを除く  
 令130条の7の2 一号 保健所  $\rightarrow \circ$
2. 準住居 延べ面積  $300\text{m}^2$  平家建 水素ステーション  
 法別表第2(16) 一号 (燃料電池自動車用の圧縮ガス貯蔵の設備)  
 ↓  
 (1)一号  $\rightarrow$  (16)一号  $\rightarrow$  (3)一号 工場  
 二号 危険物の貯蔵・処理で政令で定めるものは建築ではない。  
 令130条の9 圧縮ガス貯蔵・処理に供する建築物を除く  $\rightarrow \circ$
3. 田園住居 延べ面積  $100\text{m}^2$  平家建 喫茶店  
 法別表第2(13) 四号 五号 飲食店  $150\text{m}^2$  以内 建築ではない  
 令130条の5の2 一号 喫茶店  $\rightarrow \circ$
4. 工業地域 延べ面積  $1000\text{m}^2$  平家建 産業廃棄物処理施設  
 法51条 令130条の2の3 三号 又 がいし類の破砕施設  $100\text{t}$  以下は建築ではない  $\rightarrow \times$   
 (がいし類の破砕施設 処理能力  $120\text{t}$ )

令和2年 NO15 用途制限

1. 第二種住居専用 延べ面積  $1100\text{m}^2$  2階建 2階  $500\text{m}^2$  図書館 1階 附居 600 $\text{m}^2$  自動車庫  
 法別表第2(3) 三号 建築物に附属するものは建築ではない  
 政令で定めるものを除く  
 令130条の5 附居する自動車庫/庫  $600\text{m}^2$  以内かつ 建築物の延べ面積以下は建築ではない  
 附居  $\rightarrow \times$
2. 第二種住居 延べ面積  $800\text{m}^2$  2階建 階層投票券発売所  
 法別表第2(1) 六号  $10\text{m}^2$  以上の建築ではない  $\rightarrow \circ$
3. 工業地域 延べ面積  $500\text{m}^2$  2階建 幼保連携型認定こども園  
 法別表第2(15) 五号  $\rightarrow \circ$
4. 工業専用 延べ面積  $300\text{m}^2$  2階建 診療所  
 法別表第2(4) 記載なし  $\rightarrow \circ$

令和1年N=15 用途制限

1. 同一種用途住居専用 延べ面積 180m<sup>2</sup> 2階建 喫茶店兼用住宅  
法別表第2(1)

二号

住宅で店舗を兼ねる政令で定めるものは建築である

延べ面積の1/2以上を居住の用に供し

右号の床面積が50m<sup>2</sup>以下 → X

二号 喫茶店

2. 田園住居 延べ面積 300m<sup>2</sup> 2階建 地域で生産した農産物を提供する飲食店

法別表第2(3)

四号 地域で生産した農産物の販売を主たる目的とする飲食店

法130条の9の4 二号 → O

3. 準工業地域内 延べ面積 5000m<sup>2</sup> 平家建て 圧縮ガス製造工場

法別表第2(2)

(自動車に充てられるための圧縮天然ガス)

一号(12) 圧縮ガスの製造 建築である

政令で定めるものを除く

法130条の9の7 二号 → O

4. 工業地域 延べ面積 10000m<sup>2</sup> 3階建て 展示場

法別表第2(2)

七号 展示場 10m<sup>2</sup>超は建築である → O